

八幡平市立西根第一中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年1月14日策定

平成30年2月26日改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条により、八幡平市立西根第一中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的として策定するものである。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することのないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(1) いじめの4要素

- ① 行為をした者（甲）も行為の対象となった者（乙）も児童生徒であること。
- ② 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること。
- ③ 甲が乙に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること。

(2) 具体的ないじめの態様（例）

- 冷やかされたり、からかわれたり、いやだなと感じるあだ名でよばれたりする。
- たたかれたり、けられたりする。
- 持ち物を隠されたり、壊されたりするなどのいたづらをされる。
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことを無理にさせられる。
- お金や物を「貸して」、何かを「おごって」と言われる。
- 話しかけても無視をされたり目をそらされたりする。
- 仲間はずれにされたり陰口をいわれたりする。
- 机が運ばれなかったり、持ち物をさわられなかったりする。
- 給食やグループ学習の時に机を離されたりする。
- インターネット上で悪口やいやだなと思うことを書かれたり写真や動画の要求や知らないうちにアップされたりする。

(3) いじめに当たるか否かの判断

- 表面的・形式的に判断することなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ防止対策委員会を活用する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目して判断する。
 - ・ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をする。
 - ・ 好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝辞し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をする。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報提供をする。

【いじめの基本認識】

(1) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(2) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ問題に対する取り組み

【校内組織】

いじめ問題に対応する校内組織として生徒指導委員会を置き、生徒の実態に鑑み、生徒指導の諸課題について情報交換及び共通理解のための話し合いや研修会等を行い、問題行動のみならず生活習慣の確立や対人関係など、生徒指導を充実強化することを目的とする取り組み計画を策定する。(学期ごとに開催)

(1) いじめ防止対策委員会

【未然防止】

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見】

- ・ いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認等、迅速にいじめの解決を図るための話し合いを行う。(情報把握次第すぐに開催)

【構成】

- ・ 構成は、校長、副校長、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、該当学年主任・学級担任、スクールカウンセラーとする。

(2) 教育相談委員会

【未然防止及び早期発見】

- ・ 学校内外で起こっているいじめ問題をはじめとする人間関係等、日常の教育相談活動の推進と、不適応生徒・不登校生徒などに対する活動について協議する。(週1回定例)

【構成】

- ・ 構成は、校長、副校長、生徒指導主事、教育相談担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、参加を必要とする教員とする。

(3) 生徒理解研修会

【未然防止及び早期発見】

- ・ 配慮を要する生徒、気になる生徒、教育相談委員会で話題になった生徒に関する情報の共有を図る。(学期毎)

【構成】

- ・ 構成は、全職員とする。

【いじめの未然防止の取り組み】

(1) 生徒へ直接関わる取り組み内容

- ① 個々の価値観等の理解(道徳・特活)
- ② 道徳教育の充実(人権教育、情報モラル)
- ③ 正しい判断力の育成(道徳・特活)
- ④ 奉仕的体験活動への積極的取組
- ⑤ すべての生徒が参加できる、わかる授業への改善(教科)
- ⑥ 規律、学力、自己有用感の育成

(2) 家庭との連携や依頼

- ① 自他の物を区別し、大切に扱う心の育成
- ② 携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくり
- ③ 生活の様々な機会を通し、善悪の判断を育成
- ④ 子供に関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発(P T A教育講演会の実施等)
- ⑤ 子供のがんばりをしっかり認めて褒めること。いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙
- ⑥ 父親の子育てへの積極的参加を啓発

(3) 地域との連携

- ① 子供たちへの積極的なあいさつと声かけの依頼
- ② 広場や近所等で困っている子供への積極的な声かけと学校(保護者)への連絡
- ③ 地域活動への積極的参加の勧誘

【いじめの早期発見】

(1) 生徒へ直接関わる取り組み内容

- ① 集団から離れて一人である生徒への声掛け
- ② 教育相談やいじめに関するアンケートによる情報収集
- ③ 生活記録ノートによる担任との関係づくり
- ④ 文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因究明

(2) 家庭との連携や依頼

- ① 日常的・積極的な生徒との会話
- ② 服装の汚れや乱れ、怪我の有無
- ③ 子供の持ち物の紛失や急な増加に注意

【いじめの早期対応】

- (1) 具体的な対応例の一覧【5、6ページ表1】
- (2) 学校いじめ防止プログラム【7ページ図2】

【いじめの解消】

- ① いじめの解消については、事案発生後3ヶ月を目安とした見守りを継続した後、いじめを受けた生徒と再度面談を行うとともに、保護者と連絡をとり、その時点でいじめがないことが確認された場合、解消したものと判断する。
- ② 解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害性については日常的に注意深く観察する必要がある。

3 教育委員会や関係機関との連携

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合、速やかに市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を協議する。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄する警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときはただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

4 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事件に関する情報を適切に報告する。

5 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認められるときは、学校教育法11条の規定に基づき、いじめをうけた生徒の保護を第一に、いじめを行った生徒に対して懲戒を加える場合がある。その際には教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

6 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、その結果を市教育委員会へ報告する。

7 学校いじめ防止プログラム【7ページ図2】

【表1】具体的な対応例の一覧

	生徒へ直接関わる取組内容	保護者との連携や依頼内容
暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○子供を守る強い姿勢を見せることと、子供の話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子供の言い分を聞くこと ○被害生徒・保護者への適切な対応(謝罪等)
暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○子供を守る強い姿勢を見せることと、子供の話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子供の言い分を聞くこと ○被害生徒・保護者への適切な対応(謝罪等)
行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○子供を守る強い姿勢を見せることと、子供の話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと

<p>周りを取り巻く生徒</p>	<p>○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた生徒の苦しみの理解</p> <p>○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導</p>	<p>○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導</p> <p>○どんな場合でもいじめの側や傍観者にならない強い意志を育成</p>
<p>インターネット上のいじめへの対応</p>	<p>○インターネット上の不適切な書き込みは、直ちに削除する措置を取る。</p> <p>○生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。生徒の端末等の画像データの取扱いについても安易に消去等することなく警察の指示に従う。</p> <p>○情報モラル教育の実施</p>	

学校いじめ防止プログラム

	教職員	生徒	家庭・地域
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針の確認 生徒理解研究会 昨年度までで気になる生徒の洗い出し 新入生に関する情報 生徒、保護者へのいじめについての説明内容の検討 スクールカウンセラーさんの利用に関わる研修会 教育相談委員会の開催(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活に関するアンケート やりとり帳に日常の様子や気持ちを記入(通年) 生活オリエンテーション 学習規律、学習習慣 基本的な生活習慣 学校いじめ防止基本方針の説明 いじめ相談窓口の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活に関するアンケート 家庭訪問 P T A総会 学校いじめ防止基本方針の説明 インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 朝の街頭指導(通年)
5月	<ul style="list-style-type: none"> 小中連携授業による情報交換 教育相談の在り方の研修 	<ul style="list-style-type: none"> 情報モラル講習会 	<ul style="list-style-type: none"> 情報モラル講習会
6月	<ul style="list-style-type: none"> 定期教育相談の実施 学校生活(いじめ)アンケートに関わる研修 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活(いじめ)アンケート インターネット利用に関するアンケート Q-U検査(1年生) 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット利用に関するアンケート 地区懇談会 基本的な生活習慣、インターネットの利用等について
7月	<ul style="list-style-type: none"> 長期休業中の指導 インターネットやSNSの使用について 		<ul style="list-style-type: none"> 期末面談 1学期の学校生活の状況等についての伝達
8月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒理解研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 学期初めの生活アンケート 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 心とからだの健康観察に関わる研修 	<ul style="list-style-type: none"> 心とからだの健康観察 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> hyperQ-Uの実施(1年生) 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 小中連携授業による情報交換(2回) 定期教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活(いじめ)アンケート 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 長期休業中の指導 インターネットやSNSの使用について 		<ul style="list-style-type: none"> 期末面談 2学期の学校生活の状況等についての伝達
1月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒理解研修会 新入生保護者説明会 新入生の保護者へ説明する内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 学期初めの生活アンケート 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の取り組みについての点検・評価 		<ul style="list-style-type: none"> 新入生保護者説明会 新入生の保護者への情報モラル講習会
3月	<ul style="list-style-type: none"> 小中連携 新入生の進学に伴う情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活(いじめ)アンケート 	

